

第 8 8 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 2 1 年 3 月 9 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 4 1 1 学習室

出席者 (委員) 松本 (誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、草薙、佐々木、谷田、田村、土谷、中川

(河川管理者) 松本、森口、古高、杉浦、長田、長尾、吹田、岩間、松井、伊藤、平塚

内容 (協議結果)

1-1 環境の 2 つの原則について

県より、「環境の 2 つの原則」(資料 1-1、1-2 及び第 87 回運営委員会資料 4-1、4-2) について説明があり、以下の点について要請があった。

県は「環境の 2 つの原則」の今後の検討の中で、現状よりもよい環境を目指すよう努力する。

県は「環境の 2 つの原則」の検討結果をもとに、自然環境を保全・再生するための具体的な対策を整備計画に書き込むよう努力する。

(主な意見等)

Q1 2 つの原則で目標とするのは武庫川の過去の環境を取り戻すことなのか、それとも現在の環境を維持することなのか？ (委員)

A1 2 つの原則の検討は、平成 1 5 年度の「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をベースとしており、現況の優れた「生物の生活空間」を維持することを基本としている。但し、配慮を検討すべき「生物の生活空間」については、良好であった過去の環境を取り戻そうとするものである。(県)

Q2 原則 2 の優れた「生物の生活空間」の広域的範囲と中核的範囲の取り扱いの違いは何か？ (委員)

A2 水系全体で相対的に優れている場所が広域的範囲。そこから更に核となる場所を絞り込んだものが中核的範囲で、これを総量維持の対象とする。広域的範囲は中核的範囲に準じて優れた環境であり、事業により現在地での総量維持が仮に困難となった場合に、この範囲に代替環境を求めるなどの活用を図りたい。(県)

Q3 2 つの原則の適用範囲は法河川の上流端までとしているのか？ (委員)

A3 河川管理者の権限の及ぶ範囲である法河川区間までである。また、この検討は「ひょうごの川・自然環境調査」という客観的なデータがあるために実施できるものであり、調査範囲外の法河川区間外はデータがない。(県)

Q4 流域対策と同じであり、法河川区間内だけの議論ではない。また、自然環境は行政の線引きとは無関係であり、法河川区間内だけでは守れないのではないかと？ (委員)

A4 原則に基づき法河川区間内の自然環境をきっちりと守っていく。法河川区間外との関連を全く考慮しないというわけではない。(県)

Q5 県で策定を進めている「生物多様性ひょうご戦略」と 2 つの原則はどう整合しているのか？ (委員)

A5 戦略 (案) の行政の役割の中に、「自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性への配慮」と記載されており、2 つの原則はこれを具体化する取り組みであると考えている。(県)

Q6 2 つの原則の検討により、当初想定していた事業箇所を変更することもあるのか？ 箇所を変更する選択肢があるのであれば、それは戦略的環境アセスメントの考え方と言える。(委員)

A6 対策を検討する中で、そういったこともあり得る。(県)

- ・ これまで出来ていなかった河川環境の現況が明らかになり、事業の際に最低限配慮しなければならない点が見えてきた。ここまで情報が整理できている河川はあまりない。今後、この情報をベースに具体的な箇所を想定して必要な対策を整備計画に落とし込むことが重要である。原則が生かされるよう専門検討会で十分検討されたい。
- ・ 検討過程では、河川事業の計画場所の代替地の検討も含めて行うべきである。代替地の検討を選択肢とし

て含めることによって、この2原則が実質的に「戦略的環境アセスメント」の役割を果たすことになる。

- ・ 河川の自然環境の保全（水色の視点）と再生（オレンジ色の視点）は両方が必要である。計画には両方が含まれている必要がある。
- ・ 2つの原則が「生物多様性ひょうご戦略」より遙かに厳しい基準であるのなら、武庫川だけを特別扱いしてもいいのか。先進的なものであれば、「生物多様性ひょうご戦略」の中に盛り込まれるべきである。
- ・ 武庫川らしい景観の保全・創出については、2つの原則の中だけでなく、別途検討する必要がある。
- ・ 2つの原則は最低必要限度のものである。武庫川環境は過去と比べて悪くなってきているため、現状よりもよい環境にしていくことが重要である。
- ・ 過去に遡って環境を改善するのは、配慮を検討すべき「生物の生活空間」だけということだけでなく、優れた「生物の生活空間」についても同様に現状よりもよい環境にしていく必要がある。
- ・ 総論は素晴らしいが、各論がそれに見合ったものにならないことが多い。2つの原則についてはそうならないようにしてほしい。
- ・ 原則2の優れた「生物の生活空間」の中核的範囲を特定する際の閾値について、流域委員会の場でも議論したい。

1-2 その他環境に関する委員からの意見書について

(1) 武庫川流域の貴重植物の保全について

伊藤委員より「武庫川流域の貴重植物の保全について」（資料 4-4）に基づき、武田尾での貴重植物伐採の報告と併せて、県に対応を検討するよう要請があった。県から、今回の貴重植物の伐採箇所は民有地のため、事前に県に届け出を出してもらうことは困難であり、貴重植物を守るためには、地権者等に協力を依頼するしかないとの考え方を示したが、委員会から更に対策を検討するよう要請があった。

(2) 武庫川の天然アユ復活をめざした今後の取り組み（案）について

田村委員より「武庫川天然アユ復活をめざした今後の取組（案）」（資料 4-3）に基づき、「武庫川アユ調査会（案）」の設置に関する宝塚土木との協議結果について報告があった。県から、来年度は県、漁協、コンサルだけで調査を実施し、調査が軌道に乗った段階で提案のあった調査会を設置したいとの考え方を示したが、委員会から流域連携の視点を重視し、この問題に熱心に取り組んでいる流域住民等の団体と事業者である漁協、学識経験者と県との協働をはかるため再検討するよう要請があった。

(3) 武庫川一斉調査に対する協力の要望

村岡委員より「武庫川一斉調査に対する協力の要望」（資料 4-5）に基づき、6月7日（日）に実施する水質調査への参加及び調査経費の支援について要望があった。

2 既存ダムについて

県より、「既存ダム」（資料 2-1、2-2）について説明があり、以下のことについて報告するよう要請した。

平成7年5月に千苅ダムの水位が回復した降雨状況

各市の人口推計値と県・国の値を比較し、差がある場合には、その理由

長期水需要予測の原単位

人口減少による水道事業への影響、問題点

（主な意見等）

Q1 青野ダムは、平成6～7年の資料はないのか？（委員）

A1 青野ダムでは、平成6～7年には取水制限等の実績がないため、平成17年の資料を作成した。（県）

Q2 人口推計は、県・市とは別に、国が出した各市のデータがあると思うが、国のデータはどうなっているのか。（委員）

A2 国立社会保障・人口問題研究所から市町村ごとに出ている各市の状況について報告する。神戸市は、2015年（平成27年）に153万人。平成22年に154万人と、それほど差がない。西宮市は、平成22年に48万4

千人。平成 27 年に 49 万 4 千人。平成 32 年に 49 万 9 千人となっている。(県)

- ・ 人口が増えるのは、阪神間では西宮と芦屋だけで平成 35 年頃にはみんな減っているような記憶だった。全体的には減る傾向なのは間違いない。(委員)
 - ・ 各市によって若干差がある。増えているところが、現在平成 21 年で今から増える市が、神戸市、西宮市、宝塚市となっている。伊丹市、尼崎市は減少していく。神戸市、西宮市、宝塚市についてもいつまでも増加するわけではない。(県)
 - ・ 人口の予測というものは当たるかもしれないが、水需要は人口が増えたからといって増えるとは限らない。水需要予測の原単位はどうなっているのか？景気の影響など、他の要素についても情報の提供が必要だ。(委員)
- Q3 資料 2-2 では実績値と計画値が乖離している。この矛盾点について、市はどのような説明をしているのか？(委員)
- A3 過去には過大な人口予測をしていたが、最近の推計では見直しが進んできている。(県)
- ・ 神戸市の推計についての原単位は？ 矛盾点を明らかにすることが必要である。
- Q4 資料 2-1 で、平成 7 年の 5 月に千叡ダムの水位が急に回復している。この時の降雨量はどのような状況だったのか？(委員)
- A4 平成 7 年 5 月 11 日から 12 日に 186mm の降雨があった。(県)
- Q5 それは集中豪雨か？(委員)
- A5 その年の最大雨量である。集中豪雨であったかどうかまでは調べていない。調べて後日報告する。(県)
- ・ 人口予測は、全然当たっていないのが現実である。過去は過大な予測があって現在見直しをしている。神戸市でも、人口予測が変わったことで問題が起こっているはずなので、どんな問題があるのか、次回に報告してもらいたい。篠山市では人口予測が大きく狂い、過大な契約取水量が問題になっている。水が余っている三田市についても同様である。(委員)

3 流域対策について

県より、「流域対策」(資料 3-1、3-2)について説明があり、今後の検討状況について報告するよう要請した。

(主な意見等)

- Q1 下水道に対する効果の考え方として資料 3-1 で示している河川の小流域ごとの効果量を算出する方法と各下水道計画において流出解析する方法とでは、どちらが安全側もしくは危険側となるのか？(委員)
- A1 流出係数が異なるのみで流出抑制効果量を算出する考え方はどちらも同じであり、どちらが安全側ということではなく、小流域での効果を地先効果としてとらえて市と協議しているということである。(県)
- Q2 地先効果ということでは、氾濫が予想される地域で行う必要があるのではないかと？(委員)
- A2 下流域で浸水被害があった有馬川流域で検討した結果を資料 3-1 の「河川水位の低減」に示しているが、河川水位の低下量は小さく、浸水被害を軽減するまでには至らないという結果であった。(県)
- Q3 有馬川流域以外の流域であれば、異なる結果が出るのではないかと？(委員)
- A3 有馬川流域は流域対策施設が多く効果量は大きい方の流域であり、その他の流域については小流域ごとに評価している効果量から考えて河川水位を低減し内水被害を軽減できるとは考えられない。(県)
- ・ 有馬川のように効果を水位で表現するとわかりやすい。(委員)
 - ・ 流域対策の今後の検討状況について報告してほしい。(委員)

4 その他

(1) 防災シンポジウム in 武庫川について

県より、「防災シンポジウム in 武庫川の開催結果報告」(参考資料 3)について説明があった。

(2) 河川整備計画(原案)の提示時期について

県より、表記について、原案作成作業が若干遅れ気味であるが、遅くとも今年秋のうちには行いたいという説明があった。

5 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・ 第 89 回運営委員会 4月27日(月) 13:30 ~

第 88 回運営委員会配付資料

(環境について)

資料 1-1 環境の 2 つの原則について

資料 1-2 環境の 2 つの原則について(別冊資料)

(既存ダムについて)

資料 2-1 取水制限などの湧水対応経緯

資料 2-2 水需要予測について

(流域対策について)

資料 3-1 流域対策について

資料 3-2 猪名川における広報活動について

(委員からの意見書)

資料 4-1 意見書(奥西委員)

資料 4-2 意見書(酒井委員)

資料 4-3 武庫川天然アユ復活をめざした今後の取組(案)(田村委員)

資料 4-4 武庫川流域の貴重生物の保全について(伊藤委員)

資料 4-5 武庫川一斉調査に対する協力の要望(村岡委員)

(参考資料)

- 1 第 87 回運営委員会の協議状況
- 2 「生物多様性ひょうご戦略(案)」について
- 3 「防災シンポジウム in 武庫川」の開催結果報告
- 4 人・生きもの・川づくり パンフレット
- 5 多自然川づくり基本方針